



理事会への代理出席の取扱いについて

Question



理事会を開催しようとしたところ、開催当日にA理事から、急遽出席できなくなったためA理事の息子を代理人として出席させたいとの連絡がありました。この場合A理事出席として取扱い、議事録を作成してよいのでしょうか。

Answer

中小企業等協同組合法第36条の6の3項によると、「組合は、定款の定めるところにより、理事が書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができるものとするができる。」とされています。その為、定款の定めにより理事の理事会への書面出席は可能となりますが、代理による出席は規定されていないため、委任による代理出席はできないこととなっています。事前に議案の内容が通知され、書面で賛成・反対の意思を表明していれば理事会に出席したことになりますが、ご質問の場合についてはA理事は欠席として議事録を作成する必要があります。ここで混同しやすいのが総会における出席方法です。総会については中小企業等協同組合法第11条において「書面又は代理人をもって、議決権又は選挙権を行うことができる。」とされており、書面出席と代理出席のどちらも可能とされています。

理事会に代理出席が認められない理由として次のようなものがあります。まず、

理事会に出席する理事は総会で選出されますが、理事の選出とは、これまでの経験・実績等から組合運営を任せるにふさわしい方を組合員で選ぶ行為です。そこで選ばれた理事と組合の関係は委任契約となります。理事は、その委任契約に基づき組合のために忠実にその職務を遂行しなければなりません。そのため、理事会に理事本人が出席し経営判断をすることと、代理人が出席し経営判断をすることは全く意味が異なります。また、別の問題として、理事は理事会の議決について責任を負うこととなりますが、仮に代理人が出席して決議した場合には、責任の所在が不明確になってしまいます。

以上のことから、理事会に出席した理事に課されている職務は、議決権を行使するだけではなく、議決した内容の業務執行の監視責任や結果責任を含んだ重要なものであるため、代理人に委任できるようなものではありません。